

太田市地区集会所太陽光発電システム導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市行政区における、地区内自治の拠点としての集会施設を対象に地区が環境施策推進のため太陽光発電システムを導入する場合において、当該太陽光発電システム導入に要する設置費用の一部を補助することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電システム」とは、建築物の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで接続し、かつ、太陽電池の最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであるものをいう。

(補助対象)

第3条 この要綱による補助対象となる集会所及び太陽光発電システムは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地区が所有している集会施設であること。
- (2) 太陽光発電システムは、未使用品であること。

(補助対象経費の範囲)

第4条 補助対象となる経費は、太陽光発電システム設置に要する経費で、当該年度に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で太陽光発電システム設置に要する経費の2分の1以内の額とし、150万円を限度とする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。